●香川県告示第168号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月30日

香川県知事 池 田 豊 人

1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 番の州エコサービス株式会社 坂出市番の州町7番地7 代表取締役 松本 安則

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 坂出市番の州町7番7

3 産業廃棄物処理施設の種類産業廃棄物の最終処分場(管理型最終処分場)

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固化物に限る。)

ただし、これらのうち、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

自動車等破砕物	含む。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

5 申請年月日

令和5年6月15日

- 6 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

香川県環境森林部循環型社会推進課 香川県中讃保健福祉事務所環境管理室 坂出市市民生活部生活環境課

(2) 縦覧期間

令和5年6月30日(金曜日)から同年7月31日(月曜日)まで

7 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年8月14日 (月曜日)

(2) 提出先

高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部循環型社会推進課

(3) 記載事項

ア 生活環境保全上の見地からの意見

イ 意見書提出者の氏名及び住所

- ウ 対象事業の名称 (番の州エコサービス株式会社の管理型最終処分場)
- (4) 提出上の注意

意見書の形式は特に問わないが、日本語により記載すること。